

第4回名立区地域協議会 次第

日時：令和7年9月26日（金）午後6時50分から
場所：ろばた館 会議室

1 開 会

2 報告事項

(1) 公の施設における使用料等の見直しについて …資料 No. 1

(2) うみてらす名立の利用料金の変更について …資料 No. 2

3 質問事項

(1) うみてらす名立の利用時間及び休館日の変更について …資料 No. 3

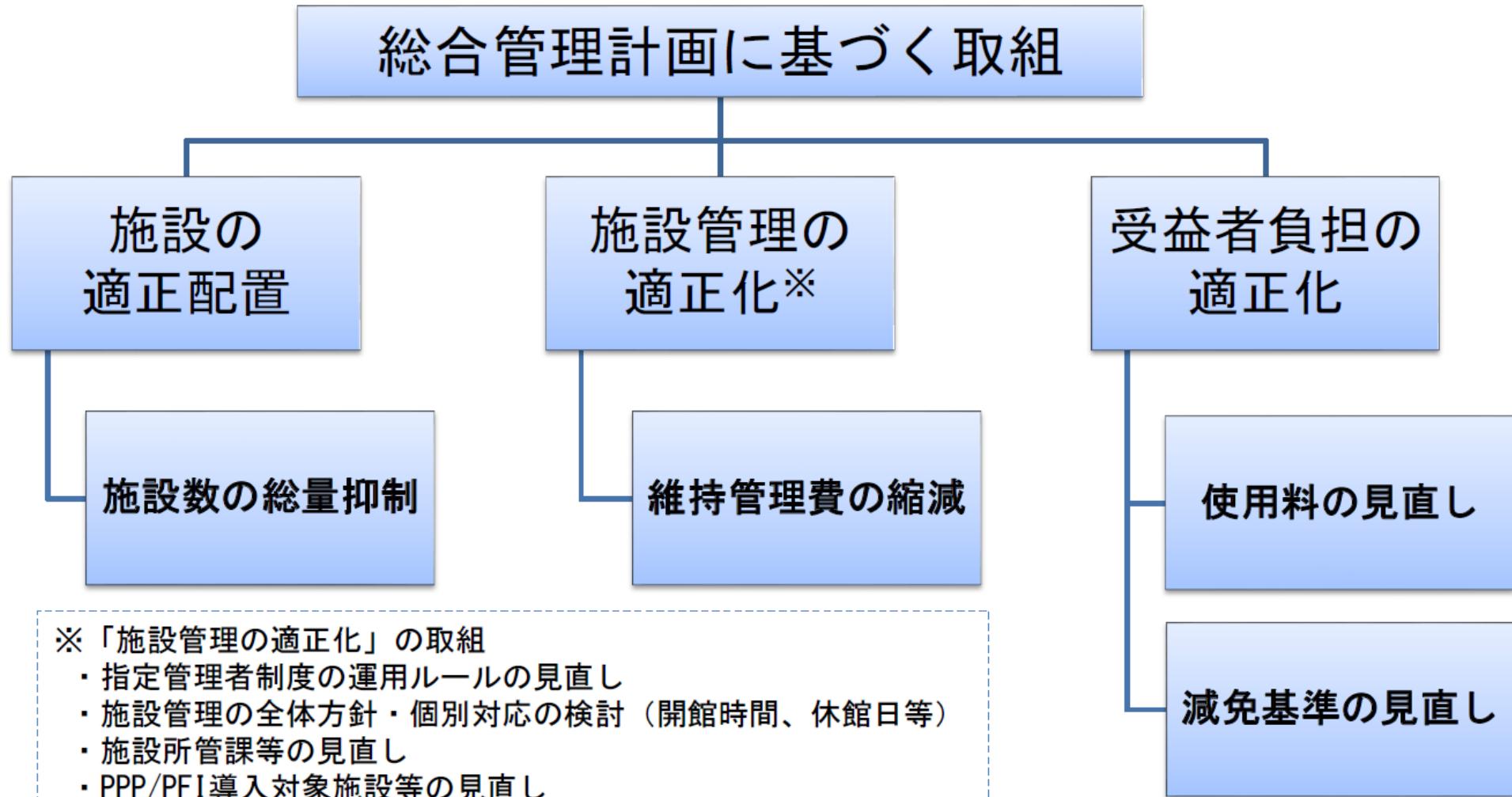
4 その他事項

…参考資料

5 閉 会

公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ

より充実した行政サービスを提供するために、「施設の適正配置」「施設管理の適正化」「受益者負担の適正化」を一体的な取組として検討する。



公の施設の使用料等の見直しについて

1 使用料等の基本方針の策定について

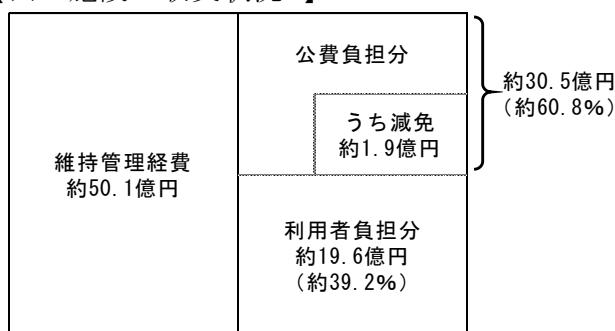
(1) 基本方針の策定の理由

- これまでの使用料等の見直しは、平成27年10月の使用料等の見直し時に整理した受益者負担の適正化、施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定、使用料収入の確保を基本的な考え方として取り組んできました。
- 具体的には、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）に基づく使用料の算定や、利用者の負担の過度な増加を防ぐため激変緩和措置として見直しの上限額の設定のほか、減免基準の見直しを行ってきました。
- 今回、使用料等の見直しを行うに当たり、施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われていますが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行うため、基本的な考え方を改めて整理し、統一的な方針を定めることとしました。

(2) 使用料等の実態

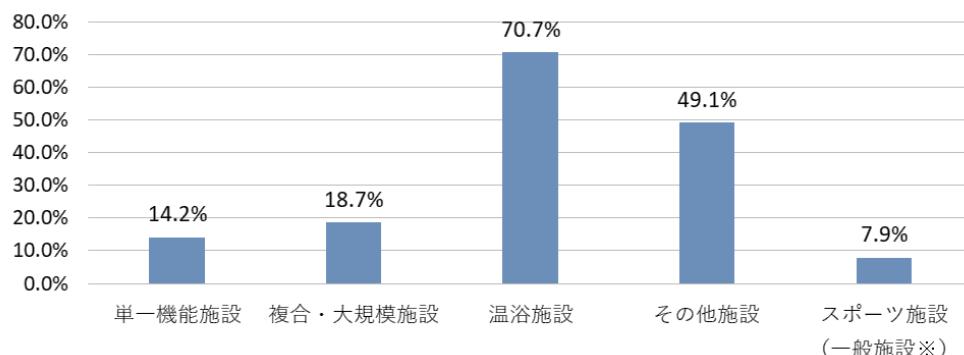
- 法令等で使用料等が徴収できない施設等を除く184施設の収支状況（令和5年度実績）においては、年間の維持管理経費に対する利用者負担の割合は約39.2%にとどまっています。
- また、施設使用料の減免額は年間約1.9億円に上り、公費から負担しています。
- カテゴリー別受益者負担率では、温浴施設が約70%であるのに対し、スポーツ施設（一般施設）では約8%と偏りがあります。
- 今後の施設の老朽化による維持管理経費の増加や人口減少に伴う利用者数の減少を見据え、受益者負担の考え方を再考する必要があります。

【公の施設の収支状況※】



※スポーツ施設、貸館施設、観光施設など184施設が対象
法令等の規制や不特定多数の利用者が利用する小・中学校や幼稚園、養護老人ホーム、公園等を除く。

【カテゴリー別受益者負担率】



※一般的な体育館、野球場など。リージョンプラザ上越などの拠点施設等を除く。

2 「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」（案）の概要

基本的な考え方は、平成 27 年 10 月の見直し時と同様です。

(1) 使用料等算定の基本方針

ア 受益者負担の原則

公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図る必要があります。

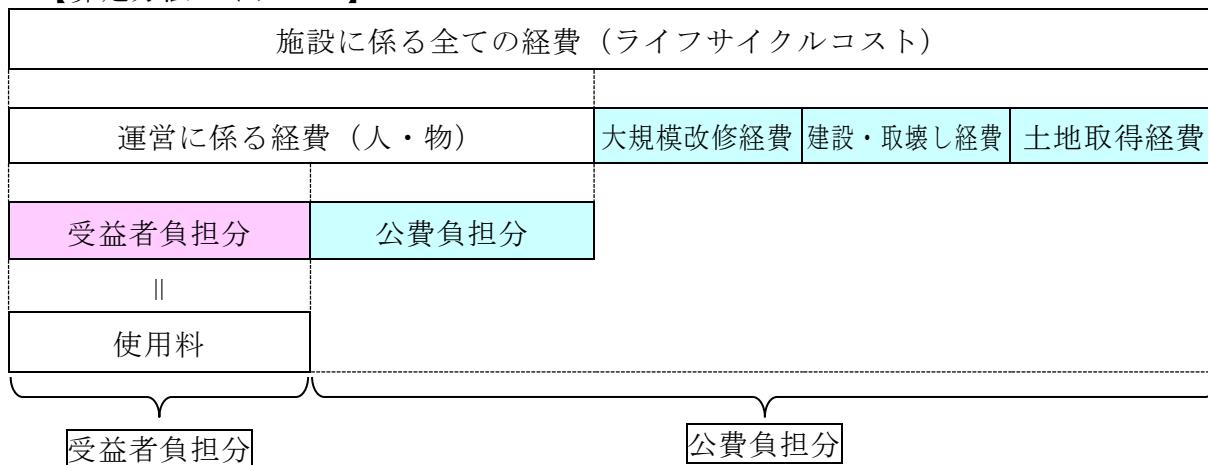
このため、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価として、受益者から使用料等を負担していただいており、受益の範囲内において料金を設定しています。

イ 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。

また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの受益者負担割合を設定します。

【算定方法のイメージ】



ウ 経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

適正な受益者負担を求めるために、公の施設の適正配置（統廃合や機能集約など）や適正管理（開館時間や休館日設定の適正化など）による経費削減に向けた不断の取組によりコスト削減を図ります。

(2) 対象施設

対象施設は、地方自治法第244条における公の施設のうち、使用料等を徴収している施設とします。ただし、法令等で使用料等が徴収できない施設（学校、図書館など）や他に基準額が存在する施設（保育園、図書館など）、占有料や目的外使用料（類するものを含む。）等については対象外とします。

(3) 公の施設の性質分類と負担割合の設定

対象施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設(必需的な施設)は、市民の必要性が高く、より多くの公費(税)を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供

する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

ウ 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について9分類した上で、受益者負担割合については5段階に区分します。

【標準的な受益者負担割合と主な施設・機能例】

受益者負担割合は標準的な例であり、実際の割合は、施設の事情等を踏まえ決定します。

提供するサービスの必需性 (選択性)	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0%
	受益者負担：75%	受益者負担：50%	受益者負担：25%
	受益者負担：100%	受益者負担：75%	受益者負担：50%
	宿泊・日帰り温浴施設、観光施設、飲食施設、有料駐車場、博物館（水族博物館）	交流宿泊施設、キャンプ場、産業関連・農林水産業振興施設	博物館（その他）、文化歴史関係施設、学習施設、地域福祉拠点施設
選択性		私益的	公益的
提供するサービスの公益性（私益性）			

(4) 原価の考え方

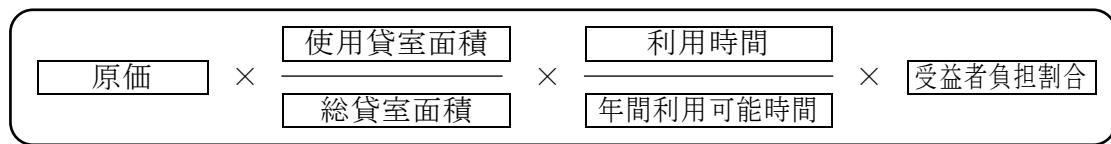
公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む。）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費を含まないこととします。なお、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

また、施設のカテゴリーごとに設備の充実度や経過年数等の付加価値に差がある場合は原価に価値補正を行うとともに、複合施設の場合については、利用する面積や時間などを基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料を算定することとします。

(5) 算定方法

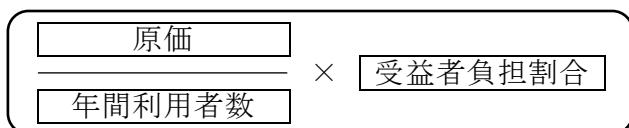
ア 占有利用施設（会議室、野球場、ホール等）

使用する面積に応じて、1室（面）当たりの原価から使用料を算定



イ 個人利用施設（入館料等）

大人一人1回当たりの使用料等を算定



(6) 使用料等の算定に当たり考慮すべき事項

ア 料金の調整等について

- 各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。
- 前項のほか、同種・類似サービスを提供する施設のグループ化や近隣の類似施設等との調整もできるものとします。

イ 市外在住者、営利営業上の利用による料金の上限設定について

- 市外在住者：通常の使用料等の2倍
- 営利営業上：通常の使用料等の3倍

ウ 使用料等、利用時間の単位について

- 使用料等：原則100円単位
- 利用時間：原則1時間単位としますが、施設によっては30分単位※での利用もできるものとします。

※ 30分単位で利用する場合の料金は1時間の使用料の半額

エ 激変緩和措置について

- 原則、現行の使用料等の1.5倍を上限とし、段階的に見直しするものとします。

オ 定期的な見直しについて

- 5年ごとに使用料等の見直しを行うこととします。

3 令和7年度の使用料等の見直しについて

(1) 使用料等の見直しを行う施設の考え方

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、次に該当する公の施設の使用料等の見直しを行います。

- エネルギー価格高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- 地域振興を目的に、主に市外や県外の使用者を想定している施設
- 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

(2) 使用料等の見直し予定施設

次の 17 施設について、「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定した額を基本として、使用料等を見直す予定としています。

新たな使用料等について、令和 7 年 12 月定例会に条例改正議案を提案し、令和 8 年 4 月 1 日の施行を目指します。

また、これら以外の施設の使用料等及び減免基準についても見直しを検討し、令和 9 年 4 月の施行を目指します。

【令和 7 年 12 月定例会で条例改正、令和 8 年 4 月の施行を目指す施設】

用途	施設カテゴリー	施設名
観光・レクリエーション施設	観光施設	キューピットバレイスキーエ
	日帰り温浴施設	吉川ゆったりの郷、大潟健康スポーツプラザ 鵜の浜人魚館、上越リゾートセンターくるみ 家族園
	宿泊温浴施設	ゆきだるま温泉久比岐野、牧湯の里深山荘、 柿崎マリンホテルハマナス、板倉保養センタ ー、うみてらす名立
	交流宿泊施設	大島庄屋の家、吉川スカイトイピア遊ランド、 六夜山荘、月影の郷
	キャンプ場	菖蒲高原緑地休養広場、南葉高原キャンプ場
社会教育系施設	博物館・文化歴史関係施設	上越市立水族博物館
公園施設	中規模公園	棚田動植物公園

4 今後のスケジュール

時期	内容
R7. 9～11	利用者への説明、地域協議会への説明、市ホームページ上の市民 向けアンケート調査の実施
R7. 12	総務常任委員会所管事務調査での審議、基本方針の策定、R7 年度使 用料等条例改正議案を提案
R7. 12～R8. 3	利用者等、市民への新使用料の周知
R8. 4～	新使用料等の適用開始

うみてらす名立の利用料金の変更について

このたびの公の施設の使用料等の見直しは、令和9年4月に予定している定期的な使用料等の見直しに先立ち、近年のエネルギー価格高騰等の影響を大きく受けている施設や、主に市外や県外の利用者を想定している施設などの17施設について、令和8年4月の使用料等の変更を計画しているものです。

1 施設の収支・利用状況(R6年度)

利用者数	市の収入 【A】	市の支出 【B】	公費投入額 【C】B-A	利用料金等収入 【D】	維持管理経費 【E】	受益者負担割合 【F】D/E
31,327人	92千円	131,081千円	130,989千円	433,575千円	564,656千円	76.8%

【A】～【E】施設にかかる収入及び支出のみ記載している。

【A】指定管理者制度導入については、利用料金収入は、市の収入とはならない。

【B】市の支出には、指定管理委託料を含む。

【D】利用料金等収入には、利用料金のほか飲食・物販収入等の条例に定めのない収入を含む。

2 利用料金の変更案

No.	現行(改定前)					変更案				
	区分①	区分②	区分③	料金単位	料金	料金単位	料金 【H】	増減額 (H-G)	増減率 (H/G)	
1	宿泊室	和室	中学生以上	1人1泊	12,050円	12,050円	1人1泊	20,000円	7,950円	1.7
2			小学生	1人1泊	10,480円	10,480円	1人1泊	16,000円	5,520円	1.5
3			未就学児	1人1泊	7,340円	7,340円	1人1泊	12,000円	4,660円	1.6
4		洋室	中学生以上	1人1泊	11,530円	11,530円	1人1泊	20,000円	8,470円	1.7
5			小学生	1人1泊	9,960円	9,960円	1人1泊	16,000円	6,040円	1.6
6			未就学児	1人1泊	6,810円	6,810円	1人1泊	12,000円	5,190円	1.8
7		フレンズルーム	中学生以上	1人1泊	27,770円	27,770円	1人1泊	30,000円	2,230円	1.1
8			小学生	1人1泊	26,200円	26,200円	1人1泊	24,000円	-2,200円	0.9
9			未就学児	1人1泊	23,050円	23,050円	1人1泊	18,000円	-5,050円	0.8
10		ステューディオールーム	中学生以上	1人1泊	42,960円	42,960円	1人1泊	45,000円	2,040円	1.0
11			小学生	1人1泊	41,390円	41,390円	1人1泊	36,000円	-5,390円	0.9
12			未就学児	1人1泊	38,240円	38,240円	1人1泊	27,000円	-11,240円	0.7
13		日帰り利用		1室1時間	2,100円	2,100円	1室1時間	2,200円	100円	1.0
14	大浴場及び屋内プール	中学生以上		1人	1,860円	1,860円	1室1時間につき	2,060円	200円	1.1
15		小学生以下		1人	1,030円	1,030円	1室1時間につき	1,030円	0円	1.0
16	大浴場	中学生以上		1人	800円	800円	1室1時間につき	1,200円	400円	1.5
17		小学生以下		1人	300円	300円	1室1時間につき	300円	0円	1.0
18	個室	1時間につき	1人	2,100円	2,100円	1室1時間につき	2,200円	100円	1.0	

【その他特記事項】

上観第462号
令和7年9月24日

名立区地域協議会
会長 原田秀樹様

上越市長 中川幹太
(文化観光部観光振興課)

うみてらす名立の利用時間及び休館日の変更について(諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求める。

記

諮問第77号 うみてらす名立の利用時間及び休館日の変更について
※ 諒問内容については、別紙のとおり

[諒問理由]

物価高騰など、経営環境が変化する中において、うみてらす名立の安定的な運営が必要であることから、利用時間及び休館日を変更することに関し、名立区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

(変更点については、表中下線部のとおり。)

現況	諮問内容
<p>1 利用時間</p> <p>第9条 うみてらす名立の利用時間は次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) 健康交流館ゆらら 次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 屋内プール 次のとおりとする。</p> <p>(ア) 7月の第3日曜日から8月の第4日曜日まで（以下「夏休み期間」という。）午前9時から午後9時まで</p> <p>(イ) 夏休み期間以外の期間の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）午前10時から午後8時まで</p> <p>(ウ) その他の期間 午前10時から午後5時まで</p> <p>イ 屋外プール 午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ その他の施設 次のとおりとする。ただし、交流促進施設光鱗の宿泊室の宿泊利用をする者（以下「宿泊利用者」という。）の大浴場の利用にあっては、午後2時から午後11時まで及び翌日午前6時から午前9時までとする。</p> <p>(ア) 夏休み期間 午前9時から午後10時まで</p> <p>(イ) 夏休み期間以外の期間の金曜日、土曜日及び休日の前日 午前10時から午後10時まで</p> <p>(ウ) その他の期間 午前10時から午後9時まで</p>	<p>1 利用時間</p> <p>第9条 うみてらす名立の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) 健康交流館ゆらら 次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとする。</p> <p>ア <u>大浴場</u> 次のとおりとする。ただし、交流促進施設光鱗の<u>宿泊室の宿泊利用をする者</u>（以下「宿泊利用者」という。）の<u>大浴場の利用</u>にあっては、<u>午後3時から午後11時まで及び翌日午前6時から午前8時まで</u>とする。</p> <p>(ア) <u>金曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律</u>（昭和23年法律第178号）に規定する<u>休日</u>（以下「<u>休日</u>」といふ。）の前日 午前10時から午後10時まで</p> <p>(イ) <u>日曜日から木曜日までの間</u> 午前10時から午後9時まで</p> <p>イ <u>屋内プール</u> 午前10時から午後8時まで</p> <p>ウ <u>屋外プール</u> 午前10時から午後5時まで</p> <p>エ <u>個室、大広間その他共有スペース</u> 午前10時から午後9時まで</p>

現況	諮問内容
<p>(2) 交流促進施設光鱗 午前9時から午後10時まで。ただし、宿泊利用者の利用にあっては、午後2時から翌日午前11時までとする。</p> <p>(3) 地場物産館海の楽市 次のとおりとする。</p> <p>ア 夏休み期間 午前9時から午後8時まで</p> <p>イ 夏休み期間以外の期間 午前9時から午後7時まで</p> <p>(4) 体験食工房 午前11時から午後9時30分まで。ただし、宿泊利用者の利用にあっては、午後2時から午後9時30分まで及び翌日午前7時から午前9時までとする。</p> <p>(5) 駐車場及び休憩スペース 全日</p> <p>(6) 屋外共有スペース 午前8時から午後10時まで</p> <p> 2 休館日</p> <p>第10条 うみてらす名立の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 健康交流館ゆららの屋内プール 7月及び9月の第2水曜日並びに10月1日から翌年6月30日まで。</p> <p>(2) 健康交流館ゆららの屋外プール 夏休み期間以外の期間。</p> <p>(3) 駐車場及び休憩スペース 無休</p> <p>(4) その他の施設 第2水曜日（8月の第2水曜日を除く。）。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日。</p>	<p>(2) 交流促進施設光鱗 <u>午前10時から午後9時まで</u>。ただし、宿泊利用者の利用にあっては、<u>午後3時から翌日午前11時まで</u>とする。</p> <p>(3) 地場物産館海の楽市 次のとおりとする。</p> <p>ア <u>地場物産直売所 午前9時から午後6時まで</u></p> <p>イ <u>食堂 午前10時から午後6時まで</u></p> <p>(4) 体験食工房 <u>午前11時から午後3時まで及び午後5時から午後9時まで</u>。ただし、宿泊利用者の利用にあっては、<u>午後5時から午後9時まで及び翌日午前7時から午前9時まで</u>とする。</p> <p>(5) 駐車場及び休憩スペース 全日</p> <p>(6) 屋外共有スペース 午前8時から午後10時まで</p> <p> 2 休館日</p> <p>第10条 うみてらす名立の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 健康交流館ゆららの屋内プール <u>7月1日から同月の第3金曜日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）</u> 及び9月1日から翌年6月30日まで</p> <p>(2) 健康交流館ゆららの屋外プール <u>8月の第4月曜日から翌年7月の第3金曜日まで</u></p> <p>(3) 駐車場及び休憩スペース 無休</p> <p>(4) その他施設 <u>3月1日から11月30日までの間の第2水曜日及び12月1日から翌年2月28日（閏年にあっては、29日）までの間の水曜日</u>。ただし、この日が休日に当たるときは、<u>その翌日</u></p>

名立の魅力発信に関する意見交換会

次第

令和 7 年 8 月 7 日 (木)

名立地区公民館 第 2 会議室

1. 開会

(1) 名立区地域協議会長あいさつ・趣旨説明

(2) 自己紹介

・進行役の決定

(3) 名立の情報発信の現状確認

(4) 意見交換

2. 閉会

■名立区地域協議会での検討

R6.5.27 第6期名立区地域協議会スタート

- ・新任委員が多かったことから、名立区の現況についての学習を実施。
- ・各地区振興協議会や学校保育園長と意見交換を行い、名立区の現状と課題を洗い出した。
- ・名立の課題は何か、その解決にむけて今後何をすべきかを検討。

R6.12.4 名立区地域協議会の自主審議テーマとして、「名立の魅力発信と持続可能な集落・地区的促進」を設定

- ・これまで、各HP等では、観光イベント情報や見どころ紹介といった対外向けの情報や、区内在住者には行事予定の周知を主とした情報発信を行っているが、「名立に住みたい（住み続けたい）」と思わせるような視点での情報発信は行われていないと考えられることから、名立の魅力を発信することで、「子どもや若い世代の定住」、「移住の促進」を図る。
- ・上記を達成するには、名立に住まう人々が活躍するようす（名立に住むことは楽しいことだ）を発信していく必要があると考えられる。
- ・また、若い世代の定住やUターンを期待するには、子どもたちが活躍する姿の発信も重要と考えられる。
- ・区内の様々な団体、個人から意見をいただき、実行できる形にする。

※「地域協議会」については別紙参照

地域協議会としての考え方

始まり

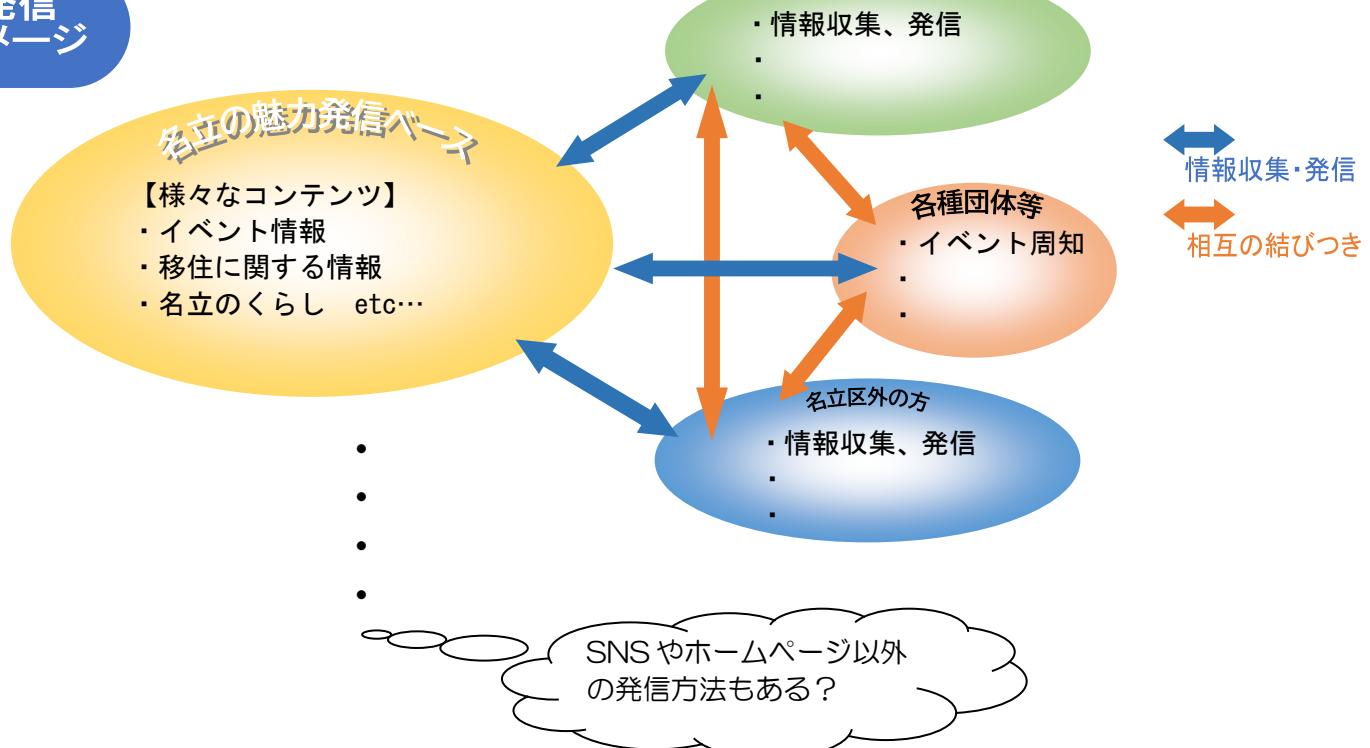
- ・名立の魅力を発信することで、地域住民が誇りをもつ(名立区での生活に前向きになる)
- ・名立区に魅力を感じる人の移住が増える
- ・流出人口が抑えられ、持続可能な集落・地区の促進につながる

集まりつなぐ

- ・名立区地域協議会
- ・(NPO)未来ネット・名立
- ・4地区振興協議会
- ・くびきの商工会名立支所
- ・名立区農業振興協議会
- ・芸能保存会等
- ・中高生
- ・SNS等発信者
- ・(一社)山と海の環り舎

- ・名立の魅力の再確認
- ・どんな情報を発信するのか
- ・各団体で協力し合えることはないか?
- ・発信協議会を新たに組織する?既存団体の協力?
- ・核となるホームページを作る場合はだれがどのように管理するのか

発信イメージ



(参考) お声がけした皆さん

選出母体等	委 員 (7/23 現在)
名立区地域協議会	二宮さん、細谷さん
NPO 未来ネット・名立	松井さん
4 地区振興協議会	北部：平原さん 下名立：片桐さん 上名立：室橋さん 不動：久保埜さん
くびきの商工会名立支所	牛木組 宇田さん
名立区農業振興協議会	松本さん
芸能保存会等	里神楽保存会二宮さん
中高生	名立太鼓連中平原さん、竹谷さん
S N S 等発信者（個人）	インスタグラム「nadachiward」の武内さん
(一社) 山と海の環り舎	小林さん